## 特殊自動車について

特殊自動車については、道路運送車両法施行規則 第2条別表第1で下記のとおり定められています。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車	小型特殊自動車
一般用· 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、 グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータ リー除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ド ーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、 ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ロ ーダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、タ ーレット式構内運搬自動車、 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動 車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自 動車	次の項目に 1 つでも該当する場合は大型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h を超える ②長さが 4.7m を超える ③幅が 1.7m を超える ④高さが 2.8m を超える	次の項目に全て該当する場合は小型 特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h 以下 ②長さが 4.7m 以下 ③幅が 1.7m 以下 ④高さが 2.8m 以下
農耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田 植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35km/h 以上	最高速度が 35km/h 未満
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車	_



固定資産税	軽自動車税
⇒償却資産として課税対象になる	⇒軽自動車税の申告をして、標識の
ため由告が必要です	<b>交付を受けてください</b>

## 〈軽自動車税〉

フォークリフト、一般的にミニバックホウやパワーショベルと呼ばれるもの、また、乗用装置のある農作業用のトラクタや田植機などの「小型特殊自動車」の場合は、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の課税対象となります。

## 〈固定資産税〉

「大型特殊自動車」は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

【注意】 申告漏れがあった場合は、最大3年分がさかのぼって課税される場合があります(地方税法第17条の5)。